

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A

(令和7年5月 25 日)

問 1 今後のスケジュールについて知りたい。

(答) 下記の通り予定しています。

月	申請者	県
R7.6月～8月末	①交付申請書類を提出	②交付決定 (交付決定後から事業開始となるため、届いたものから順次審査し、交付決定を行う予定)
～R8.2月 27 日	③事業実施 ④実績報告書類の提出	③一部メニューの概算払い (希望があれば)
～R8.3.31		⑤交付額の確定 ⑥補助金の交付(支払) 予定

問 2 本事業の、「研修体制の構築の支援」については、介護人材確保・職場環境改善等事業と一部内容が重複しているが、一の事業所に重複して支給することは可能なのか。

(答) それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、一の事業所に重複して支給することが可能です。

例)一の事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護人材確保・職場環境改善等事業の職場環境改善事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができる。

問 3 本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。

(答) 非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできませんが、単純な賃上げに充てることはできません。

問 4 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、事業所が主体的に実施する研修に係る経費が補助対象といった認識でよいか。また、別団体等が実施する研修会に参加する費用を事業所が負担する場合の経費は補助対象となるか。

(答) 別事業者が実施する研修会に参加する費用についても、補助対象とすることができます。

問 5 人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」について、「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうか。

(答) 同行支援の対象となる「経験年数の短いヘルパー」について、基本的には訪問業務に従事した期間が1年未満である者を想定しています。

ただ、具体的な年数設定に当たっては、訪問業務に従事した期間が1年以上ある場合であっても、従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいない、長期間にわたって訪問業務に従事していなかった等、個別具体的な事情を勘案して、柔軟な運用をすることができます。

問 6 経営改善支援事業の「イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、補助対象となるための勤務に係る条件などはあるか。例えば、いつ時点で非常勤から常勤となったか、勤務した期間は何か月以上か、兼務かどうか等。

(答) 交付決定後である必要はありますが、その他について要件は定めていません。

問 7 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」について、協働化・大規模化の取組はどのようなものを想定しているか。

(答) 対象経費の例は、下記のとおりです。その他、県で協働化・大規模化に資すると認める場合は、対象経費に含めることができます。

【対象経費の例】

- ・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・ 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組

- ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化
- ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備

問 8 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」を申請する場合、事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。

(答) 申請にあたっては、事業者グループの中から代表となる法人を定めた上で、代表法人が所在する実施主体に申請を行ってください。事業者グループ全体に対する補助金を代表法人が受けることとします。

問 9 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」について、法人単位の基準額はないとの解釈でよいか。また、構成する法人数に制限はないとの解釈でよいか。

(答) 法人単位の基準額はなく、構成する法人数にも制限はありません。

問 10 同行支援に要した経費とは何を指すのか。

(答) 人件費を対象としています。

問 11 経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、地元新聞への求人掲載費は対象となるのか。

(答) 対象としてもよい。